

消防

曾於地区が火災出火率 県内ワースト3！

■問い合わせ 消防本部 警防課 ☎ 099-482-0579

『緊急事態!!』

曾於地区が火災出火率 県内ワースト3!!

| 曾於地区の出火原因 | | ワースト3 |
|-----------|--------|-------|
| 1位 | こんろ | 8件 |
| 2位 | 風呂・かまど | 5件 |
| 3位 | 取り灰 | 4件 |

| 県内消防本部別出火率 | | ワースト3 |
|------------|--------|----------------------|
| 1位 | 阿久根地区 | 6.94 |
| 2位 | さつま町地区 | 5.38 |
| 3位 | 大隅曾於地区 | 5.25 |
| | | (※島しょ部を除く。) 県平均 3.46 |

大隅曾於地区消防組管内では既に平成22年1月から9月にかけて46件の火災が発生しており、10人の方が負傷、そのうち3人の尊い命が火災により奪われています。また、『たき火』、『こんろ』、『機器の誤った使用方法』による火災も増えています。これは『人の不注意』が原因となって発生しているものです。火を使うときは、必ずその場を離れず、離れる時には必ず火を消すよう習慣づけましょう。



住宅用火災警報器は、消防法及び火災予防条例により、平成23年5月31日までにすべての住宅に設置することが義務付けられています。まだ設置がお済みでないご家庭は早めに設置しましょう。

お問い合わせ先

消防本部 警防課 ☎ 099-482-0579
 予防課 ☎ 099-482-5577
 北部消防署 ☎ 099-482-0559
 南部消防署 ☎ 099-477-0119

年金

住民課国民年金係からのお知らせ

■問い合わせ 住民課 国民年金係 ☎ 476-1111 (123)

ご存知ですか? 『学生納付特例制度』と『若年者納付猶予制度』

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

対象となる学生は、大学(大学院)・短期大学・高等専門学校・専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する方です。また、夜間・定時制及び通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。(在学証明書か学生証の写しが必要)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生であれば申請をしてください。

また、学生でない30歳未満の方で経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下であれば申請をして承認されると、保険料の納付が猶予される『若年者納付猶予制度』があります。

これらの申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、病気や不慮の事故などにより障害が残った場合に障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる『追納制度』を利用されることをお勧めします。

詳しくは、お気軽にお近くの年金事務所または役場の国民年金係までお問い合わせください。

お問合せ先 鹿屋年金事務所 0994-42-5121

